

【参考】 工事現場などで使用される特殊車両等

工事現場や建設現場などでは、様々な作業を効率的に行うための特殊車両が使用されています。これらの特殊車両は、作業の効率化などの観点から重要な役割を担っている一方で、大型かつ重量物であることが多いことから、接触すると重大な労働災害につながるおそれがあります。そのため、予めその車両の操舵特性などを把握することは、周囲の人や車両に対する危険予知や接触防止につながります。

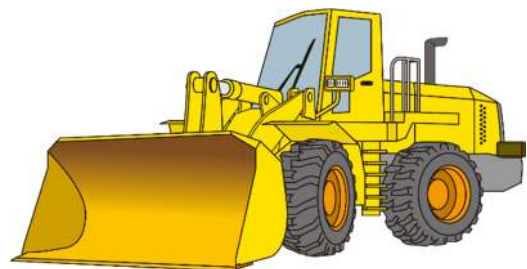
1. ショベルローダー【車両系荷役運搬機械】

前方にパワーショベル、バケットを備えた特殊自動車。労働安全衛生法において車両系荷役運搬機械の種類として分類されています。主に工事現場などにおいてトラックへ土砂などの積込、農場で堆肥等の積込などに使用され、降雪地帯では除雪作業にも用いられています。地表面より上にある資材（土砂、堆肥、雪等）をバケットですくい上げるように持ち上げ、トラックの荷台等へ積込ができますが、地表面より下に穴を掘ることはできません。



2. ホイールローダー【車両系建設機械（整地・運搬・積込み用機械）】

ホイールローダー（ホイール式トラクタショベル）は、トラクタ系建設機械のうち、トラクタにバケットを備えた特殊自動車。車輪は4輪駆動で、操舵は前輪と後輪の間の車体が折れ曲がる中折れ式（アーティキュレート（車体屈折））であり、軌跡は前輪と後輪が一緒であるため、内輪差や外輪差は発生しません。



3. ドラグ・ショベル（バックホウ、バックホー）【車両系建設機械（掘削用機械）】

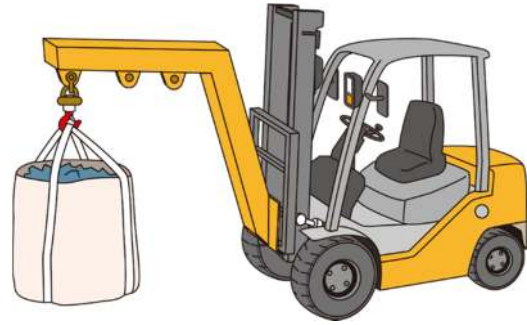
ドラグ・ショベルとは、油圧ショベルと総称される建設機械のうち、ショベル（バケット）をオペレータ側向きに取り付けた形態で、バックホウ（バックホー）やコンボとも呼ばれる特殊車両。オペレータ側向きのショベルでオペレータは自分に引き寄せる（抱え込む）方向に操作します。地表面より低い場所の掘削に適しています。



#### 4. フォークリフト【車両系荷役運搬機械】

フォークリフトは、荷を積載するフォーク、ラムなどの装置及びこれを上下させるマストを備えた動力付き荷役運搬車両であり、工場や倉庫といった構内において、荷物の積卸し、搬送等に用いられています。

フォークリフトの特徴と、使用する上での留意点は、次のとおりです。



- ① フォークリフトは、パレットに積まれた荷物のみならず、上記のイラストのようにアタッチメントを装着することで、多様な荷姿の荷物の荷役運搬を行うことができる。また小型から大型までの幅広い機種構成を持っており、荷物の荷重や作業環境に応じた最適な機種を選ぶことができる。
- ② ハンドル切れ角度が大きく、車体が小型化されているので小回りが利く。基本的に後輪操舵である。なお、積荷を必要以上に高くしたり、フォークの先端近くに積んで急旋回等を行うと、転倒するおそれがある。
- ③ マストやフォーク等の荷役装置が前方に装着されているので、前方の視界が制限される。
- ④ 公道では、荷物を積載したまま走行したり、荷役運搬作業を行うことはできない。

#### 5. ユニック車【移動式クレーン】

クレーンを装備したトラックの通称。トラッククレーンの一種。労働安全衛生法において移動式クレーンとして分類されています。トラックの荷台または運転席と荷台の間に取り付けられたクレーンを使って重量物を荷台に積み込み、運搬することができます。「ユニック」は登録商標。トラック搭載型クレーン。クレーンの操作には労働安全衛生法に基づく資格が必要（吊り上げ荷重により資格の種類は異なります）であるとともに、クレーンに荷をかけた外したりする作業も、別途玉掛けの資格が必要です。



上記以外にも、ロードローラーやタイヤローラー、アスファルトフィニッシャーなどの特殊車両も使用されています。詳細は、警備員教育教本 交通誘導警備業務・雑踏警備業務編（一般財団法人全国警備業協会）などを参照してください。